

未来のために私たちができること

沖縄県産リサイクル製品 利用促進制度について

RECYCLE



沖縄県産リサイクル製品

「循環型社会」を形成するために

「循環型社会」とは、限りある天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会のことをいいます。この社会においては、製品の廃棄はできる限り抑制(リデュース)し、廃棄されるものについては再使用(リユース)や再生利用(リサイクル)によって資源の循環的利用を図り、それでも利用できないものは適正に処分することが求められています。

循環型社会を形成するためには、島しょ性という沖縄県の地理的性質上、域内での資源循環システムを構築することが不可欠であり、そのためにはリサイクルの出口である製品の利用促進が重要となっています。

そのため県では、建設資材に用いられるリサイクル製品を対象とする「沖縄県産リサイクル資材評価認定制度」と、それ以外の主に日用品を対象とする「沖縄県産リサイクル製品利用促進制度」の二つを定め、県が認定することで県産リサイクル製品・資材の利用拡大を図り、域内の資源循環を促進することとしています。

RECYCLE

「沖縄県産リサイクル製品利用促進制度」について

1 対象製品

県内で発生する循環資源(廃棄物等)を原材料とし、県内で製造されたリサイクル製品のうち、建設資材以外の、主に日常生活において利用される製品が対象となります。

2 認定要件(要綱第5条)

1. 県内で発生する循環資源を利用し、県内で製造加工されたものであること。
2. 申請時において既に県内で販売されているもの又は申請の日から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実なものであること。
3. 環境への負荷の低減について十分な配慮がなされるなど環境保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造されたものであること。
4. 製品の普及により県内における廃棄物の減量及び再生利用の促進に効果を有すると認められるものであること。
5. 別表第2に定める沖縄県産リサイクル製品認定基準(以下「認定基準」という。)に適合していること。



認定基準

安全性への配慮事項

- 次の基準を満たす安全性に配慮したものであること。
- 特別管理(一般・産業)廃棄物を原材料として使用していないこと。
 - 環境基本法に基づく「土壤の汚染に係る環境基準」に適合していること。
 - その他当該製品について適用される関係法令を遵守していること。

規格等

次のいずれかの基準に適合していること。

- エコマーク商品認定基準
- 日本工業規格(JIS)
- 公的機関の基準、関係業界が設定する基準等で知事が適当と認める基準等に適合又は準拠していること、又は認定製品の規格として知事が適当と認めるもの。

循環資源の配合率

品目ごとに、別に定める率の循環資源を原材料として使用していること。

3 認定対象品目

循環資源の種類	品目類型	品目
紙くず(古紙)	衛生用紙	トイレットペーパー 板ちり紙 タオルペーパー
	畜舎用等敷き料	古紙敷き料
	その他再生紙	打ち紙
廃プラスチック類	廃プラスチック再生紙	プランター 緑化容器 屋根緑化シート
木くず(廃木材、剪定木)	土壤改良材	廃木材チップ敷材 有機質被覆材 炭
	その他の木くず再生品	梱包材 生活用品
廃ガラス	ガラス工芸品	装飾陶板 工芸品
	土壤改良材	無機質土壤改良材
植物系排出物 畜産系排出物 漁業系排出物 木質系排出物	堆肥	牛ふん堆肥 豚ふん堆肥 パーク堆肥
化石系廃油 廃食用油	燃料	ボイラー用燃料



4 申請から認定まで

①認定申請の募集

原則年2回の募集を予定しています。
なお、申請に関するご相談は、随時受け付けています。

②申請

窓口：沖縄県文化環境部環境整備課
手数料：無料（但し必要な試験検査については、自己負担です。）
申請書：環境整備課ホームページ等

③審査

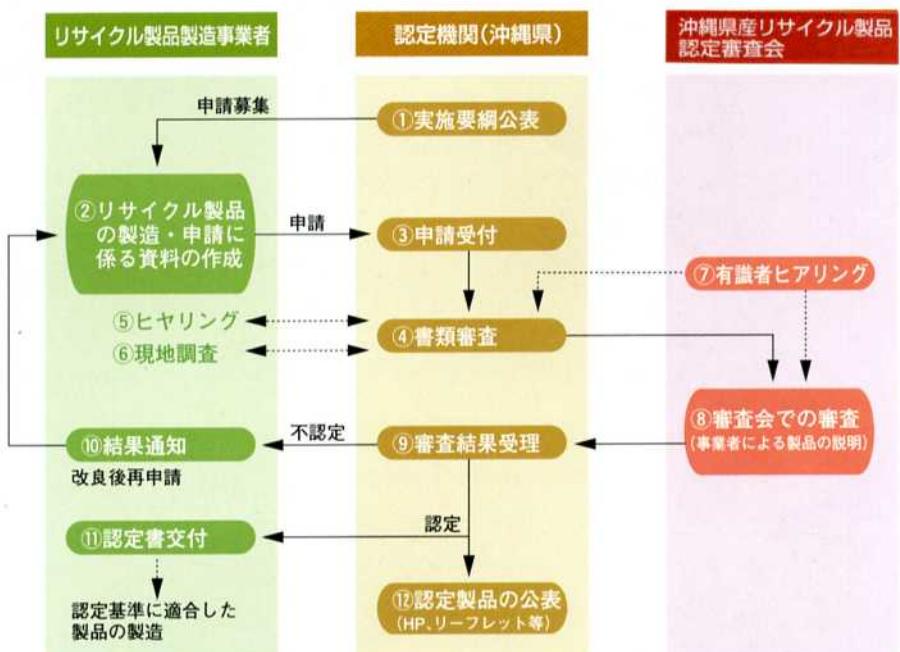
要綱第5条に定める「認定基準」に合致しているかどうかを審査します。
審査は、書類や現地調査の後、学識経験者、産業界、消費者団体、行政で構成される認定審査会を開催し、審査会の意見を聞いて決定します。

④認定

認定証が交付されます。

5 認定のフロー

沖縄県産リサイクル製品に関する申請から認定までの手続きの流れについては、まず、事務局において申請書類の確認、ヒアリング、現地調査等を行い、その後、学識経験者・関係団体の代表者等で構成する審査会の審議を経て、最終的に認定の可否を決定します。



6 申請に当たって必要な書類等

■沖縄県産リサイクル製品認定申請書 (様式第1号)

添付書類等

- 製品 ■ 製品の説明書等 ■ 製品製造フロー図
- 認定基準に適合していることを証する書類
(JIS規格適合確認証等)
- 原材料ごとの成分含有試験の結果書等
- 会社案内、パンフレット
- 製造事業所の付近見取図 ■ その他

7 認定を受けたら・・・

◆認定製品には、認定マークを付けて販売することができます。

◆認定製品は、県のホームページやパンフレット等で広く県民の皆様へ情報提供を行い優先利用を呼びかけます。

◆認定を受けた製造業者は、年1回認定基準に合致していることを証する書類等を提出します。





第1号の

「沖縄県産リサイクル製品」を認定しました。



製品名：無機質土壌改良材

「スーパーソル」

認定番号：第17-1号

循環資源：廃ガラス(99%)

製造者：株式会社 トリム

廃ガラス（無色、茶色、その他色）をカレット状・粉末状に粉碎した後、発泡剤と混合攪拌し、焼成（約900°C）して出来る多孔質の軽量資材です。製品は軽石の様な形体で、土壌改良材として販売されています。



ご意見・お問合せ先

「沖縄県産リサイクル製品利用促進制度」については…

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

沖縄県文化環境部 環境整備課 TEL. 098-866-2231
FAX. 098-866-2235

<http://www.pref.okinawa.jp/kankyoseibi/welcome.htm>

「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」については…

沖縄県土木建築部 技術管理課 TEL. 098-866-2374

<http://www.pref.okinawa.jp/gijutsu/index2.htm>



第2号の

「沖縄県産リサイクル製品」を認定しました。



製品名：礫耕資材

「ソルマージ」

認定番号：第19-2号

循環資源：廃ガラス(89%)

製造者：株式会社 トリム

廃ガラス（無色、茶色、その他色）
をカレット状・粉末状に粉碎した後、
発泡材と混合攪拌し、焼成（約850℃）
して出来る多孔質の軽量資材です。製品
は軽石のような形体で、室内園芸用
の礫耕資材として販売されています。



廃ガラスを原材料とする製品については、認定対象
品目が以下のとおり追加されています。

循環資源の種類	品目	類型	品目
廃ガラス	ガラス工芸品	装飾陶板	工芸品
	土壤改良材	無機質土壤改良材	
	土代替材	礫耕資材	

製品に関するお問い合わせ先

株式会社トリムリサイクル事業本部
沖縄県八重瀬町字後原477番地

TEL.098-998-6023

<http://www.trims.co.jp>

◎詳細は下記のホームページ又は携帯電話でもご覧になれます。

<http://www.pref.okinawa.jp/kankyo/seibi/welcome.htm>



▲環境にやさしい大豆インクを使用しています。

